

人を想う気持ちが  
止まらない  
だから私は車を止める



大切な日常を  
希望に満ちる明日を  
この手で守り続けた。  
私の知りな、あなたへ  
思いやりを届けます

鳥取城北高等学校

第16回(2023年)書道パフォーマンス甲子園で優勝した鳥取城北高等学校書道部の作品です。



### 鳥取県 交通対策協議会

鳥取県生活環境部くらしの  
安心局くらしの安心推進課内

鳥取市東町一丁目220番地

TEL.0857-26-7989  
FAX.0857-26-8171

令和6年度

## 安心とっとり 交通安全県民運動

実施要綱



鳥取県交通対策協議会

## 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

## 安全運転5則

1. 安全速度を必ず守る
2. カーブの手前でスピードを落とす
3. 交差点では必ず安全を確かめる
4. 一時停止で横断歩行者の安全を守る
5. 飲酒運転は絶対しない

## 高速道路安全運転5則

1. 安全速度を守る
2. 十分な車間距離をとる
3. 割り込みをしない
4. わき見運転をしない
5. 路肩走行しない

## 鳥取県交通安全年間スローガン

〔R3～R7鳥取県交通安全年間スローガン募集最優秀作〕

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

## 令和6年度交通安全年間スローガン

〔R6全国交通安全年間スローガン内閣总理大臣賞((一財)全日本交通安全協会/毎日新聞社共催)〕

■運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

■歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

■こどもたちに交通安全を呼びかけるもの

わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり

鳥取県の交通事故発生状況の推移〔過去10年間〕



令和6年度

# 安心とつとり交通安全県民運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、県民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

## 2 期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

## 3 主 席

鳥取県交通対策協議会  
会長 烏取県知事 平井伸治

## 4 推進機関・協賛団体

別添2(P14)のとおり

## 5 年間運動スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 中間距離

## 6 運動の重点

- 1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車等の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用推進)
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 4 歩行者の安全の確保(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)
- 5 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

## 7 運動の推進

- (1) 進め方  
各推進機関・団体は、それぞれの地域、職域、学校等において実情に応じ、相互に連携を図り、県民挙げての運動となるよう努める。
- (2) 重点に対する各推進主体の推進事項  
別添1(P4～P13)のとおり
- (3) 推進機関・協賛団体  
別添2(P14)のとおり
- (4) 推進機関・団体が行う事項  
別添3(P15)のとおり

## 8 各種運動等の推進

### (1) 年間を通じて実施する運動

運動名	期間	備考
鳥取県交通マナーアップ運動	令和6年4月1日(月)～ 令和7年3月31日(月)	別記1
夕暮れ時の早期点灯運動		別記2
横断歩道ストップキャンペーン		別記3
チャイルドシート使用向上推進運動		別記4

### (2) 期間を定めて実施する運動(各期の交通安全運動)

運動名	期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日(土)～4月15日(月) 7月8日(月)～7月17日(水) 9月21日(土)～9月30日(月) 12月9日(月)～12月18日(水)	別に定める 実施要綱 により実施
夏の交通安全県民運動		
秋の全国交通安全運動		
年末の交通安全県民運動		

### (3) 期間を定めて実施する運動(目的別運動)

運動名	期間	備考
こども、高齢者及び障がい者への 思いやり運転推進運動	4月1日(月)～4月30日(火)	別記5
	9月1日(日)～9月30日(月)	
飲酒運転根絶意識改革推進運動	4月上旬から5月中旬、8月中、 12月中旬から1月中旬	別記6
	5月1日(木)～5月31日(金)	

### (4) 交通安全日

名称	実行日	備考
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日	別記8
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(水)・9月30日(月)	

### (5) 交通事故多発時の緊急対策

名称	実行日	備考
交通事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間	別記9

### 令和5年中 交通事故月別発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
発生件数	33	48	60	57	57	52	54	68	51	54	61	61	656
死者数	0	0	1	0	1	3	2	1	1	1	3	1	14
重傷者数	9	8	7	6	4	14	8	10	6	7	11	16	106

## 1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

### 推進目的

昨年の交通事故死者の総数は14人で、そのうち高齢者の死者数は9人と死者総数に占める割合は64%と高い割合であった。交通事故件数は平成17年以降18年連続で減少していたが、昨年は前年比58件増加した。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、こども、高齢者及び障がい者を交通事故から守るため、交通安全教育の推進、通学路等こどもが日常利用する道路での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対するそれぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者(高齢運転者を含む)に対しては、こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転の実践、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用等、交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

### 推進主体

### 推進事項

- 高齢運転者標識(高齢者マーク)、身体障害者標識(身体障害者マーク)及び聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しをせず、思いやり運転を心掛ける。

#### 一般運転者

- シートベルトを自ら正しく着用するとともに、すべての同乗者にも正しく着用させ、また、こどもを同乗させるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく取り付けることを習慣づける。
- 通学路・生活道路等においては、見えない危険を予測して速度を落とした安全運転に努める。

#### 高齢運転者 (一般運転者を含む)

- 70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。
- 参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討する。
- 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。

#### こども 高齢者 障がい者

- 道路を横断する際には横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。また、無理な横断や斜め横断、飛び出しや車両等の直前・直後の横断はしない。

#### 県 市 町 村 警 交通安全協会 関係機関・団体

- 運転免許証の自主返納者への支援(高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策P28～30参照)に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(通称: サポカーS)や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進する。
- 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マーク、身体障害者マーク及び聴覚障害者マークを表示している車への思いやり運転が推進されるよう啓発を行う。
- 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある高齢者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納者に対する各種支援策の広報啓発による自主返納を促進する。

### 推進主体

### 推進事項

#### 県 市 町 村 警 交通安全協会 関係機関・団体

- 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務を周知徹底するとともに、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、指導取締りを推進する。
- シートベルトの高さや組みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス(肩ベルト)の結付け方等、正しい使用方法の周知を図る。

#### 道路管理者 (国土交通省・都道府県) 警察

- 通学路における合同点検の実施結果及び未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果並びに高齢者及び障がい者の行動特性等を踏まえた交通環境・安全施設の点検整備等に努める。
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、最高速度30km/hの区域規制である「ゾーン30」と、「スマーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の組み合わせによる「ゾーン30プラス」などの生活道路対策の取組を推進する。

#### 家庭地城

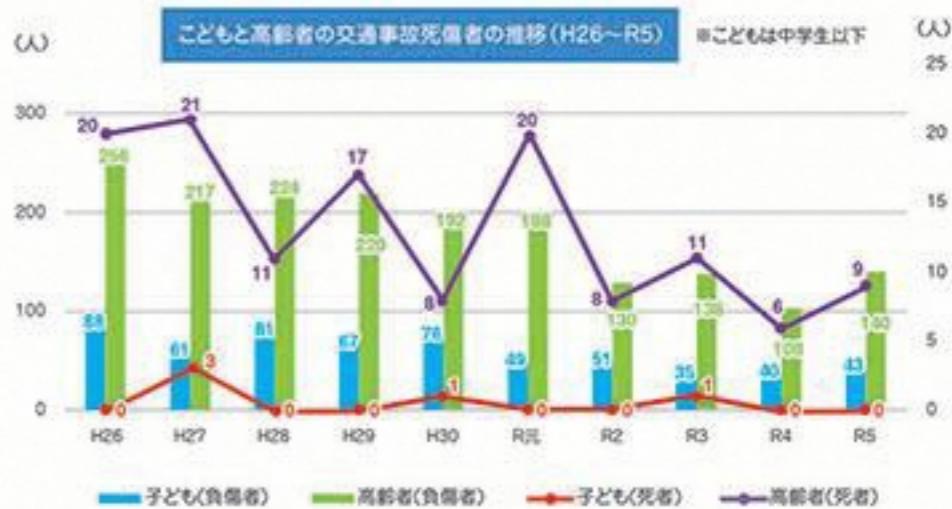
- こども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路(通学路含む)における安全対策と安全点検を実施する。
- 通学路や街頭においてこども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。

#### 幼稚園・保育園 学校等

- 関係機関・交通安全ボランティア団体等と連携して通学路の交通安全点検を実施するとともに、児童・生徒と保護者に対する交通安全教育と広報啓発を推進する。
- 交通安全指導員やPTA等と協力して、通学路等での交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進する。
- 保護者に対してチャイルドシートの使用義務を周知し、必要性、効果に関する理解を促進する。

#### 職場

- 朝礼等を利用して、従業員に対して、こども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転を呼び掛ける。



## 2

## 自転車等の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用促進)

### 推進目的

令和5年の自転車が関係する交通事故件数は96件(令和4年は90件)で前年より6件増加、死者数は1人(令和4年は0人)であった。

自転車利用時の安全意識の向上を図るために、自転車安全利用五則の周知と交通安全講習や街頭広報・指導を行う。すべての自転車及び特定小型原動機付自転車(以下「自転車等」という)の利用者に、交通事故による被害軽減のため乗車用ヘルメットの着用をはじめとする交通ルールの遵守及び交通マナーの向上の促進に努め、自転車等による交通事故防止を図る。

### 推進主体

### 推進事項

#### 自転車等利用者

- 自転車等は車両であることを認識し、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等基本的な交通ルールを守り、安全に利用する。
- スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を装着した危険な運転はしない。
- 交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用する。
- 交通事故による損害を賠償するための保険、または共済(自転車損害賠償保険等)への加入に努める。
- 自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備に努め、TSマークの貼付された安全な自転車の利用に努める。
- 夕暮れ時は早めに前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけて安全な速度で運転する。

#### 県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体

- 「自転車安全利用五則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進する。
- 自転車等利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進する。
- 自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。
- 自転車等利用者を対象とする街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等により交通ルールの周知や自転車の正しい乗り方等の指導を推進する。
- 自転車等は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行、自転車乗車中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」及びイヤホン等を装着した運転等に対する危険性や罰則について周知し、安全な利用を促す。
- 視覚障がい者用誘導ブロック上に自転車を放置しない、自転車通行可の歩道では徐行して通行するなど、自転車利用者のマナーアップを図る。
- 特定小型原動機付自転車の販売業者、シェアリング業者等と連携し利用者に対する安全利用について広報啓発を推進する。

#### 道路管理者 (国土交通省・ 県・市町村)

- 交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図る。

### 推進主体

### 推進事項

#### 警察

- 交差点やその周辺において、自転車等利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。
- 自転車等利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」等の交通ルール違反に対する指導取締りを徹底する。

#### 家庭地城

- 自転車等利用時にはヘルメット着用し、子どもが自転車に乗るときや幼児用座席に乗せるときはヘルメットを着用させる。
- 自転車等利用者も(たとえ小学生であっても)交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車事故の招く責任の重大さなどを話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。
- 自転車等の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。
- 自転車等の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品の着用など安全な利用に努める。

#### 学校

- 自転車等は車両であり、道路を通行するときは原則、車道を通行するなど「自転車安全利用五則」を周知し、自転車等利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の禁止やヘルメット着用等を指導する。
- 交通安全指導員やPTA等と協力して、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車等の安全利用に係る指導を推進する。
- 児童・生徒に対して、自転車等の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。

#### 職場

- 従業員に対して自転車等利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るとともに、「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車等利用時の交通ルールについて指導し、自転車等の安全利用を推進する。

### 自転車事故の損害賠償例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。  
この賠償責任は、未成年といえども責任を逃れることはできません。

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、バトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頸蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。  
(高松高裁 令和2年7月22日判決) 賠償額 9,330万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頸蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。  
(神戸地裁 平成25年7月4日判決) 賠償額 9,521万円

男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勘説員(60歳)が運転する自転車と衝突し、保険勘説員が頸蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。  
(さいたま地裁 平成14年2月15日判決) 賠償額 3,138万円  
→自転車同士の事故でも、一方が高額な損害賠償を負うケースがある。



### 3

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

### 推進目的

夕暮れ時から夜間にかけては、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見がお互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなるため、交通事故が起こりやすい時間帯となっている。

歩行者等(自転車等利用者を含む)に対しては、反射材用品の普及、利用促進を図り、また、運転者に対しては、昼間より速度を落とした安全運転と前照灯の早期点灯及び夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用を啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

### 推進主体

### 推進事項

- 視認性が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。  
(各月の日没時刻→P17夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照)
- 夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車の視認が遅れるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。
- 夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の切替を積極的に活用する。

### 歩行者 自転車等利用者

- 夕暮れから夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色(白・黄色等)の服装を心掛け、反射材用品の着用とライトの携行など、自己の存在を目立たせる。
- 自転車等は、前照灯を点灯し、反射器材等を取付ける。

### 県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体

- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について、広報啓発を徹底し周知に努める。
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会等を開催する。
- 街頭指導や訪問活動等を通じて、高齢歩行者・自転車利用者等に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進する。

### 警察

- 無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。
- 歩行者や自転車等利用者に対して反射材用品の着用や前照灯の点灯について街頭指導を実施する。

### 家庭 地域

- 地域における各種広報媒体(チラシ・回覧板等)を活用し、  
・前照灯の早期点灯や夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用  
・夜間外出時の反射材用品等と明るい色の衣服の着用  
・自転車等の前照灯の点灯を呼び掛け、事故防止の環境づくりを推進する。
- 反射材用品等の着用による有効性・必要性について話し合い、着用の徹底と習慣化を図る。

### 推進主体

### 学校

- 児童・生徒に対して、反射材用品や明るく目立つ色の衣服などの着用効果等を理解させる交通安全教育を推進する。
- 児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。

### 職場

- 従業員に対し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について指導を徹底する。
- 夕暮れから夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通量の実態を、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性等、また、スマートフォン等の使用や注視の危険性、交通事故防止について指導する。
- 運転時のヒヤリ・ハット体験を職場において共有し、危険箇所の把握と解消に努め、運転前の注意喚起・交通事故防止の取組に活用する。

### 反射材であなたとあなたの大切な人を 交通事故から守りましょう



敬老の日、父の日・母の日・入学・進学のお祝いに、反射材入りの製品、LEDライト、自転車用ヘルメットなどを贈ってみてはいかがでしょうか。

反射材は、靴、衣服、帽子、カバン、杖キーホルダーなど、多くの商品に組み込まれていて、車のライトがあたると明るく光ります。

特に夕暮れ時から夜間にかけての外出時は、自分が気をつけるだけでなく車の運転者からより早く自己の存在に気づいてもらうことができ、交通事故の防止に役立ちます。



### 運転者はハイビームとロービームを適切に使用しましょう!!



## 4

### 歩行者の安全確保(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)

#### 推進目的

当県の信号機のない横断歩道における一時停止率は50.0%(令和5年JAF調査)で全国平均45.1%を上回り、かつ前年の29.6%から向上したもの、まだ半数が一時停止していない状況にある。

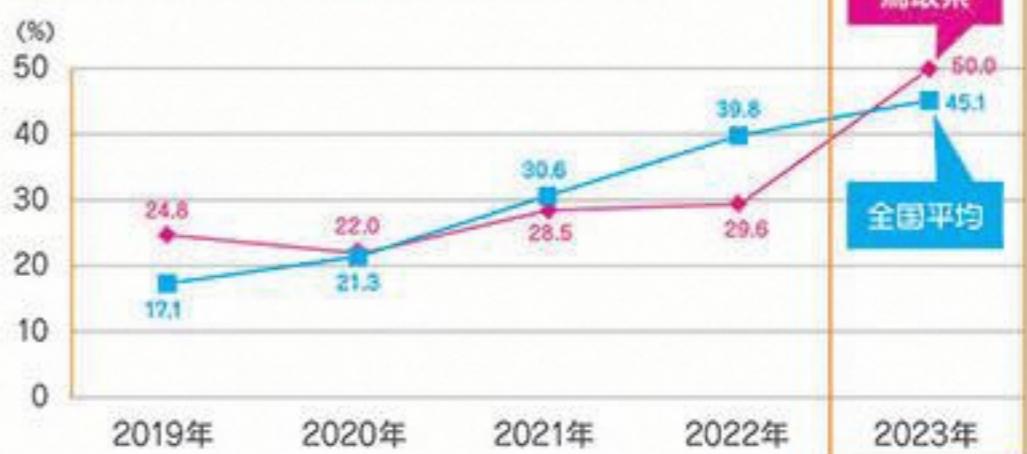
車両の運転者及び歩行者が横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識の高揚により交通事故の抑止を図る。

#### 推進主体

#### 推進事項

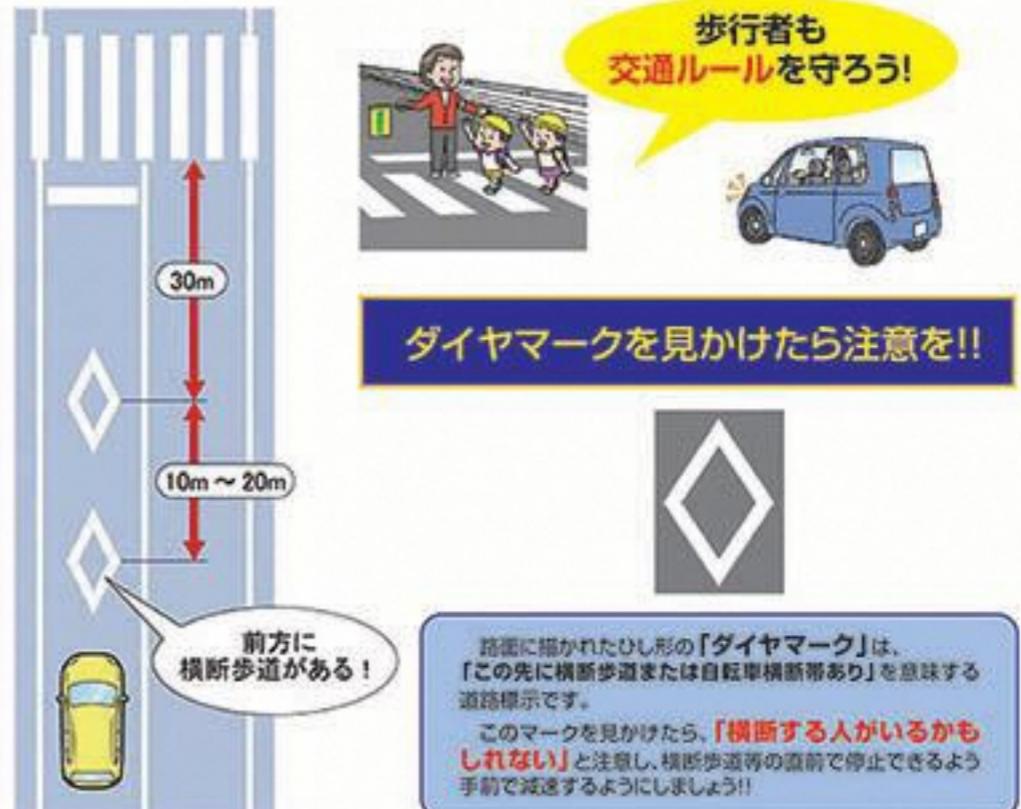
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横断歩道の手前では横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者かいる場合は、停止して歩行者を横断させる。</li> <li>●横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指示示すなど、横断を優先させる合図を行う。</li> </ul>
歩行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</li> <li>●飛び出しや車両等の直前・直後の横断はしない。</li> <li>●横断中も左右の安全を確認する。</li> </ul>
県 市 町 村 警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者に対する「思いやり」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかける。</li> <li>●横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知に努める。</li> <li>●ひし形の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由により、その効用が阻害されないよう適正な維持管理に努める。</li> <li>●横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。</li> </ul>
幼稚園・保育園 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クイズや絵本、動画などを活用し、視聴覚に訴えるものを用いるなど効果的な交通安全教育に努め、大人自らが手本となり交通ルールを守ることの大切さを教える。</li> <li>●横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、信号に従う等の基本的な交通ルールを周知するとともに、自らの安全を守るためにの交通行動として、運転者に対して手を上げるなど、横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す安全教育を推進する。</li> </ul>
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●從業員に対し、横断歩道は歩行者優先であり、減速義務や停止義務があることを周知させるとともに、時間に余裕を持った運行管理に努め、安全運転のための指導・教育を推進する。</li> </ul>

#### 信号のない横断歩道での一時停止率



(2023年JAF調査実施結果より)

横断歩道や自転車横断帯に近づいたときには、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行する必要があり、また、歩行者等が横断しているときや横断しようとしているときには、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止して歩行者等に道を譲らなければいけません。これに反した場合には、横断歩行者等妨害等違反(道路交通法第38条)で検挙の対象となります。



## 5 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

### 推進目的

令和5年の飲酒を伴う交通事故の総数は39件で、前年から15件減少したものの、人身事故は昨年より3件増加、うち死亡事故が1件(前年は0件)あった。

飲酒運転が、悲惨な交通事故を引き起こす要因となりうる危険で悪質な行為にもかかわらず、いまだに根絶には至っていないことから、運転者を始め広く県民に対し、その悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、職場・地域・家庭等において飲酒運転をなくす環境づくりを推進する。また、妨害運転等危険な行為に対しては厳正な指導取締りをするとともに「ゆづり合い・思いやり運転」を心がける交通安全教育や広報啓発を通して、危険な運転等による交通事故防止を図る。

### 推進主体

### 推進事項

#### 運転者 (自転車利用者を含む)

- 飲酒運転や妨害運転などの危険性・悪質性を認識し、危険な運転は絶対にしない意識を徹底する。
- 飲酒を伴う会合等への交通手段は、公共交通機関を利用する。やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止する。
- 自転車等利用者も飲酒運転や妨害運転は絶対にしない。
- 妨害運転の原因となる他車の前方への割り込み、頻繁な道路変更などの危険な行為をしない。
- 妨害運転や交通事故防止の効果が期待できるドライブレコーダーの導入を検討する。

#### 周辺者 (同乗者) (車両提供者)

- 複数人で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー(お酒を飲まないで、仲間等を車で送り届ける人)」を決める。
- 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、飲酒を勧めない、車両を提供しない。また、飲酒運転はさせない、飲酒運転の車に同乗しない。

#### 県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体

- 各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。
- 関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた機運を高める。
- 視聴覚教材(DVD)や飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。
- 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進する。
- 飲酒運転の危険性・悪質性・飲酒運転事故の悲惨さなどについて広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進する。
- 妨害運転や運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性や悪質性の周知と制限について広報啓発を推進する。
- 妨害運転をしない・させないために「思いやり・ゆづり合い」の気持ちを持った運転の必要性について広報啓発を推進する。

### 推進主体

### 推進事項

#### 家庭 地域

- 家庭や地域で飲酒運転の危険性・違法性・飲酒事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに努める。
- 町内会、地域の行事や各種広報媒体(掲示板や回覧板、有線放送等)を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた機運を高める。
- 飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。
- 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を通じて、運転者への酒類提供の禁止や、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。

#### 職場

- 朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。
- 職場内に飲酒運転の標語やポスターの掲示、また飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動やアルコール検知器を活用するなど職場ぐるみで飲酒運転根絶機運を高める。
- 一定台数以上の自動車の使用者は安全運転管理者を確実に選任するとともに、安全運転管理者は、法令に基づき以下の取組を実施する。
  - ◆運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認する。
  - ◆酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する。
  - ◆アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行う。
  - ◆アルコール検知器を常時有効に保持する。

#### 酒類提供者

- 酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼びかける。
- 店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。

### 飲酒交通事故発生状況(R1~R5まで)



	R1	R2	R3	R4	R5
飲酒人身事故	11	12	10	4	7
うち死亡事故	2	2	2	0	1
飲酒物損事故	56	55	34	50	32
合計	67	67	44	54	39

### ハンドルキーパー運動



自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるという運動です。ハンドルキーパーが、自動車のハンドルを握り(キープし)、飲酒運転を防ぐことで、人の命を守る(キープする)という意味が込められています。

〔推進機關〕

(協賛団体)

総レ山鳥報テ放支支  
 取鳥社Z  
 新中陰取鳥  
 央山鳥聞  
 央んい山  
 中んS  
 新済B  
 新A  
 本R  
 国B  
 式S  
 陰K  
 会S  
 中ん  
 本F  
 日本  
 朝日工株山TB中日D

社局局ト送社ク会局  
ツ放会一議支  
聞支支ネビ式ワ協支  
新取取んレ株トビ取  
鳥鳥びテ送ネテ鳥  
海海間ん海放ルル日  
本間よ中線ブル日  
新新び社央ケケビ  
日日売ば会中海県レ  
新每読い株鳥日鳥テ

（題不同）

推進事項	
推進機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>年間、各期の交通安全運動、「交通安全にみんなで参加する日」等における活動の推進</li> <li>職員等に対する交通安全運動の周知</li> <li>職員等に対する交通安全教育の推進</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>各期の交通安全運動等の実施</li> <li>交通事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進</li> <li>高齢者交通安全対策事業(交通安全講習)の推進</li> <li>交通安全県民大会の開催</li> <li>市町村、各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請</li> <li>交通事故発生状況等交通安全情報の提供</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ</li> <li>各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導</li> <li>「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進</li> <li>交通安全施設、通学路などの点検・整備</li> <li>交通指導員による街頭指導の強化</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>高齢者の交通事故防止対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行中・自転車乗車中の高齢者の事故防止対策</li> <li>○高齢運転者による事故の防止対策</li> <li>○参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</li> </ul> </li> <li>歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透のための取組の推進</li> <li>交通事故抑止に関する交通指導取組りの推進</li> <li>飲酒運転等の根絶に向けた対策の推進</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した交通安全啓発活動の推進</li> <li>「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進</li> <li>ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>交通安全こども・高齢者自転車大会の開催</li> <li>反射材用品の普及と着用の促進</li> <li>チャイルドシートのレンタル活動の推進</li> <li>その他交通安全教育の推進に関する事項</li> </ol>
道路管理者 国土交通省 県 市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>生活道路における交通安全対策の推進</li> <li>通学路の歩道整備等の推進</li> <li>高速道路等の早期整備と活用促進</li> <li>事故ゼロプラン「事故危険区間重点解消作戦」の推進</li> <li>道路情報の提供</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
教育委員会 学校 教育関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全教育指針に基づく児童、生徒等に対する交通安全教育の推進</li> <li>登下校時の街頭指導と通学路の点検</li> <li>自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、保険加入の普及啓発</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
運輸支局 安全運転運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業用自動車総合安全プランの推進</li> <li>ICT・新技術を活用した安全対策の推進</li> <li>自動車の検査及び点検整備の充実</li> <li>運行管理の徹底による過積載及び過労運転運行の防止</li> <li>運転前後のアルコールチェックによる酒気帯びの有無確認の推進</li> <li>横断歩道における歩行者の安全確保の徹底の推進</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
指定自動車 学校協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>教習生及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進</li> <li>横断歩道における歩行者の優先義務指導</li> <li>こどもと高齢者に関する交通安全教育の推進</li> <li>その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>

## 鳥取県交通マナーアップ運動実施要綱

### 1 名 称

鳥取県交通マナーアップ運動

### 2 運動の趣旨・目的

交通事故を防止するためには、交通ルールを遵守することは当然のことながら、運転者・自転車等利用者・歩行者が、それぞれの立場での交通マナーを向上させることができ不可欠である。道路を利用する全ての人が、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の行動を取り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めることにより交通事故防止を図る。

### 3 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

### 4 マナーアップ強化期間及び強化日

- (1) 2月をマナーアップ強化期間に設定
- (2) 毎月1日・15日(「交通安全にみんなで参加する日」)及び各期の交通安全運動期間中に設定

### 5 実施要領

#### 実施機関・団体

#### 実 施 要 領

県、市町村、警察、  
県・市町村教育委員会、  
交通安全協会、  
関係機関・団体

- この運動が県民ぐるみで展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ、懸垂幕、ポスター、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。
- この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。
- 交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。

学 校  
幼稚園・保育所

- 各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。
- 関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動等を通じて、自転車等乗車時のヘルメット着用を促すとともに、二人乗り、無灯火及び傘差し等に対して適切な指導を行う。

家 庭  
地 域  
職 場

- 大人が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全の習慣付けに努める。
- 子ども、高齢者及び障がい者の安全を守るために、家庭・地域ぐるみの交通安全「ひと声」運動、安全を見守る活動等を推進する。
- 家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」と「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。

運 転 者

- 安全な速度での運行、右左折・道路変更する場合の早めの合図及び安全確認の施行に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。
- 信号機のない横断歩道付近では減速し、歩行者の有無を確認し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止をする。
- 自転車、子ども、高齢者及び障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行などの安全運転を施行する。
- 運転中のスマートフォン等の使用や、無理な割り込み・追い越しなど、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対にしない。
- 駐停車時(中)はアイドリングストップに努めるほか、急発進や急加速を控えるなど環境に優しい運転を実践する。

## 夕暮れ時の早期点灯運動実施要綱

### 1 名 称

夕暮れ時の早期点灯運動

### 2 運動の趣旨・目的

年間を通して夕暮れ時に発生する交通事故が他の時間帯に比べ多くなっている。夕暮れ時から夜間にかけては、視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなることから、運転者からは歩行者や自転車が見難く、歩行者、自転車からも車両が見づらいため交通事故が多発する傾向にある。

このようなことから、全県的に車両の前照灯を日没30分前に点灯する早期点灯と夜間におけるハイビームの適切な活用を推進し、交通事故の抑止を図る。

### 3 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

### 4 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表を目安とする。

### 5 実施要領

#### (1) 点灯時刻の周知

新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、点灯時刻の広報と周知を図る。また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなで参加する日」においてもその周知を図る。

#### (2) ハイビーム(走行用前照灯)の活用の周知

夜間走行時のハイビーム(走行用前照灯)とロービーム(すれ違い用前照灯)の照射距離の違いや、ハイビームの有効性及び活用法について各種広報媒体を通じて周知する。

#### (3) 交通安全運動との連動

この運動を推進するため、各期(春、夏、秋、年末)の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

### 令和5年 月別・時間別交通事故発生状況(件数)

交通事故多発時間帯

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0~2時	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1
2~4時	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
4~6時	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	0	1
6~8時	1	2	2	5	9	4	7	7	6	6	3	3
8~10時	4	7	8	9	11	8	13	9	7	13	7	6
10~12時	6	5	5	8	12	7	8	10	6	8	10	6
12~14時	7	4	7	4	8	8	11	2	7	5	8	4
14~16時	3	7	12	10	9	8	4	9	5	9	12	7
16~18時	9	6	10	5	6	11	7	13	4	5	14	13
18~20時	2	10	10	8	5	0	7	5	5	5	14	7
20~22時	4	2	5	1	2	3	4	1	2	3	4	2
22~24時	0	0	0	3	1	1	0	2	1	1	1	0

(参考) 各月の日没時刻

区分	令和6年											令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
日没時刻	18:36	19:01	19:20	19:19	18:53	18:11	17:28	16:57	16:52	17:13	17:45	18:10		

\*日没時刻は国交省天文台情報センターのデータによる鳥取の時間(各月15日)を用いた。

## 横断歩道ストップキャンペーン実施要綱

### 1 名 称

横断歩道ストップキャンペーン

### 2 運動の趣旨・目的

「横断歩道は歩行者優先」であることを広く呼びかけ、横断歩道を通行するドライバーは横断歩道の手前では停止可能な速度まで減速すること、歩行者は横断する意思を明確に伝えることを推進し、横断歩道における交通事故の防止を図る。

### 3 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

### 4 実施要領

#### 実施機関・団体

#### 実 施 要 領

県・市町村・警察  
交通安全協会  
関係機関・団体

- 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、横断歩道での歩行者がいることが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先の義務等の遵守による歩行者保護の徹底について周知する。
- ひし形の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。
- 運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す交通安全教育を推進する。
- 運転手は、横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指示し、横断を優先させる合図を行うよう啓発する。

幼稚園・保育園  
学 校

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールを周知する。
- 通学路や街頭において交通安全指導、保護・誘導活動を行う。

警 察

- 横断歩道の道路標識、道路標示が破損・滅失・褪色・摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努める。
- 横断歩行者等幼児等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。

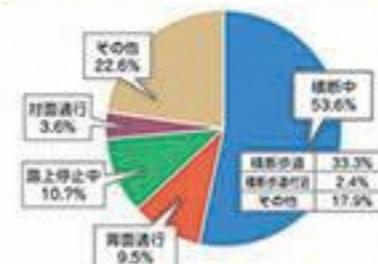
職 場

- 事業所における交通安全教育等において、横断歩道付近での歩行者保護義務について周知する。

信号機のない横断歩道で横断するときは、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えるようにしましょう



令和5年歩行者の交通事故類型(件数)構成率



## チャイルドシート使用向上推進運動実施要綱

### 1 名 称

チャイルドシート使用向上推進運動

### 2 運動の趣旨・目的

自動車(乗車中の)交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を發揮することから、かけがえのない子どもの命を守るために、保護者はじめとした県民一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び座席への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

### 3 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

### 4 実施要領

#### 実施機関・団体

#### 実 施 要 領

県・市町村・警察  
交通安全協会  
関係機関・団体

- 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の高揚・交通事故防止を図る。
- チャイルドシートの安全性面に関する情報提供に努める。
- 街頭指導・広報検問等を通じてチラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。

幼稚園・保育所

- 保護者等に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗させるときは必ず使用するよう指導する。

家 庭  
地 域  
職 場

- チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実践し、その習慣化を図る。
- チラシや削り板等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。
- 幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させることは必ず使用する。

運 転 者

- チャイルドシートの必要性と使用を認識し、自動車で出かけるときは使用を習慣付ける。
- 幼児・児童を同乗させるときは、子どもの発育・体格に応じたチャイルドシート(乳児用・幼児用・学童用)を正しく使用し、その習慣化を図る。



チャイルドシート使用率の推移

(2023年警察庁・JAF合同調査より)



## 子ども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動実施要綱

### 1 名 称

子ども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動

### 2 運動の趣旨・目的

交通事故に遭うリスクの高い子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本として、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、交通ルールの遵守の徹底を図り「思いやり運転」や「思いやり行動」等の交通マナーの向上を呼びかける。

### 3 実施期間

令和6年4月1日～30日及び9月1日～30日

### 4 実施要領

#### (1) 安全の確保

道路を通行する全ての子ども、高齢者及び障がい者に対してその安全な通行を妨げないようにするとともに、相手の状態を認識し、それに配慮するなどの思いやり運転を推進する。

#### (2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

- ①新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等を活用し、子ども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進や横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。
- ②交通安全の各種講習会等の場を活用し、交通弱者である子ども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。



## 飲酒運転根絶！意識改革推進運動実施要綱

### 1 名 称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

### 2 運動の趣旨・目的

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながる恐れがあり、社会的にも大きな問題となっているが、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、未だ根絶に至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取組が必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶機運の高揚を図ることを目的とする。

### 3 実施時期

飲酒の機会が増える時期

行楽シーズン	4月上旬から5月中旬
夏祭シーズン	8月中旬
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬



### 4 実施要領

#### 実施機関・団体

県・市町村・警察  
交通安全協会  
関係機関・団体

#### 実 施 要 領

- ケーブルテレビ等地域メディア、ウェブサイト、SNS、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心を高める広報啓発を推進する。
- 飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。
- 「ハンドルキーパー運動」(P.12,13参照)を推進する。

#### 警 祇

- 飲酒運転の危険性、交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進する。
- 自動車運転代行業に対して、立入調査・取締り等を行い、健全化による利用者の安全安心利用を図る。
- 飲酒運転の根絶に向け、厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用を推進する。

#### 家 庭 地 域

- 家庭、地域で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。

#### 酒類提供業者

- 飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶機運を高める。
- 自動車を運転してきた客には酒を出さない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。

#### 運 転 者 同 乗 者

- 「ひとりだけ」「これくらい」という口を松拭し、絶対に飲酒運転はしないことを徹底する。
- 飲酒運転をした人のみならず、同乗者や提供者も罰せられることを認識する。
- 二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。
- 自転車等利用者も飲酒運転は絶対にしない。

#### 職 域

- 事業主や安全運転管理者等による運転前後のアルコールチェックの徹底等飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。

## 自転車等の安全利用推進運動実施要綱

### 1 名 称

自転車等の安全利用推進運動

### 2 運動の趣旨・目的

自転車等は、通学・通勤はじめ、レクリエーションや交通手段等で子どもから高齢者まで幅広く利用されているところであります。さらに今後は公共交通を補完する短距離移動の手段として、ビジネスや観光地での利用やシェアリングサービス等での利用も見込まれます。

しかしながら、自転車等乗車中の「信号無視・一時不停止」や「スマートフォン等の使用」など、交通ルール違反やマナーが守られていないことによる交通事故が後を絶たない。

自転車等が「車両」として守るべき交通ルールと正しい交通マナーについて広報啓発して交通事故防止を図るほか、乗車用ヘルメットの着用の徹底や保険等への加入促進を行うなど自転車等の安全利用を推進する。

### 3 実施期間

令和6年5月1日(水)から5月31日(金)

### 4 推進体制の確立

5月1日(水)・5月15日(水)  
「交通安全にみんなで参加する日」

### 5 実施要領

- (1) あらゆる機会を活用した自転車等のルールなどについての効果的な広報啓発
  - ア 「自転車安全利用五則」等の活用による自転車等の基本的な通行ルールの周知を促すための広報啓発
  - イ 自転車等乗車中の交通事故被害軽減のため、すべての自転車等利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発
  - ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険等への加入を促すための広報啓発
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (3) 街頭指導の強化



## 「交通安全にみんなで参加する日」の実施要綱

### 1 名 称

交通安全にみんなで参加する日

### 2 運動の趣旨・目的実施日

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道德の普及を県民運動として取り組み、県民の交通安全参加・実践のより一層の促進を図る。

### 3 実施日

毎月1日・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その後の休日以外の日とする。



### 4 実施体制の確立

- (1) 各市町村、市町村交通(安全)対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要領に基づき具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域ぐるみの運動として展開するものとする。
- (2) 各実施機関は、関連機関等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動を推進する。

### 5 実施要領

- (1) 広報活動の推進
  - ア 市町村・交通安全協会・安全運転管理者等の広報車、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回観板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。
  - イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。
  - ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・PTA・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職域ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。

#### (2) 街頭指導の推進

- ア 関係機関・団体が連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的に行い、特に交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。
- イ 保育園・幼稚園・学校関係者は、PTA等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。
- ウ 歩行者妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。

#### (3) 交通安全教育の徹底

- ア 保育園・幼稚園・学校においては、園児・児童・生徒に対し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。
- イ 官公庁・会社・事業所・団体等においては、放送施設・朝礼・各種会合等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。
- ウ 自治会・婦人会・老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職域を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。
- エ 事業主・安全運転管理者・運行管理者等による研修会・講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

## 交通死亡事故多発警報発令制度実施要綱

### (4) 交通安全家族会議等の促進

- ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。
- イ 安全な道路の横断方法、ヘルメット着用など自転車の安全な利用、自動車で出かける際のシートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

### (5) その他交通実態等に応じた対策の推進

- ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。
- イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。
- ウ 「安全運転5則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用(着用)、飲酒運転根絶の徹底、违法駐車の追放等の活動を強化する。
- エ 子ども、高齢者などに対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。
- オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。



### 1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間に集中的に発生した場合、鳥取県交通対策協議会が交通死亡事故多発警報(以下「警報」という。)を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑止することを目的とする。

### 2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通対策協議会長(鳥取県知事)とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

### 3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
  - 東部ブロック(鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内)
  - 中部ブロック(倉吉、琴浦大山の各警察署管内)
  - 西部ブロック(米子、境港、黒瀬の各警察署管内)

### 4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
  - ア 全県警報  
県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
  - イ ブロック警報  
ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記の外、鳥取県交通対策協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

### 5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急抑止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

### 6 警報発令時における緊急対策推進事項

- 関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として
    - ① 広報活動の強化
    - ② 街頭活動の強化
    - ③ 交通事故実態に即応した対策の強化
    - ④ 交通指導取締りの強化
- の推進を図ることとする。

### 7 警報の伝達

- (1) 警報の通知は、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体へ伝達する。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達系統を確立しておくものとする。

# 資料1

## 横断歩道ストップキャンペーン「横断歩道は歩行者優先です」

人を想う気持ちが、あなたの思いやり運転が、人に優しい社会へ繋がります。

(第55回鳥取県交通安全県民大会 県ハワイアロハホール)



この書道作品は「横断歩道は歩行者優先」を呼びかける横断歩道ストップキャンペーンの一環として鳥取城北高校書道部から寄贈いただきました。第55回鳥取県交通安全県民大会でお披露目後、県内施設を巡回展示しました。YouTube(とっとり動画ちゃんねる)で制作過程を収めた動画を配信中です。気迫あふれるメッセージを是非感じてください。動画はこちらから視聴できます。



(制作の様子)

## 交通安全教育機器の貸出事業を行っています

交通安全対策に寄与する事業・活動及び調査を行っている団体様へ貸出します。

公民館イベント等の体験ブースとして、地域の交通安全講習の一環として、是非ご活用ください。

### ①点灯くんミニ

- ・交通場面に必要な「認知・判断・動作」と瞬間記憶検査により自身の「見えにくい箇所」が診断可能です。  
モグラたきの要領で点灯する光を追ってランプを押すだけの簡単な動作から、瞬時の判断を必要とする難易度の高い動作まで、年齢に応じたレベルで診断します。



34個の検査ボタンと、3個の信号ボタン  
で様々なレベルの検査に対応します。

### ②酒酔い体験ゴーグル

- ・飲酒時と同様の感覚を疑似体験できるゴーグルです。視覚の狂い、平衡感覚の喪失など飲酒運転の危険性を効果的に伝えることができます。  
【使用例】ゴーグルを装着して線の上を歩く、片足で立つ、キャッチボールをするなど



### ③SAFETYドライブチェック

- ・「アクセル・ブレーキの踏み替えチェック」や「夜間の視認性体験シミュレーション」が体験できます。



#### 貸出対象団体

- (1)市町村及び市町村の交通安全対策団体
- (2)鳥取県警察(関係機関含む)
- (3)鳥取県交通安全協会及び地区協会
- (4)その他(1)から(3)までの団体から推薦を受けた団体

# 資料2

## 1 高齢者等に対する公共交通機関の利用助成等(市町村)

令和6年1月現在

市町村名	開始時期	概要
鳥取市	R2.4.1	65歳以上の高齢者及び運転免許証の返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バス定期券の購入金額を半額助成。※65歳未満の返納者は運転経歴証明書又は運転免許の取消通知書を提示。
米子市	H30.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象にバス定期券の購入金額を一部助成(返納日から1年間、6ヶ月定期(26,200円)を2回まで1,000円で購入できる)
	R2.4.1	70歳以上の高齢者を対象にバス定期券の購入金額を一部助成(6ヶ月定期(26,200円)を半額で購入できる)
倉吉市	H6.7	重度障がいのある方に対しタクシー乗車券を無料交付。 対象:倉吉市に住所のある、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 内容:申請を受けた日から年度末までの間の月数に、月額1,500円(500円券を月3枚)を乗じた額を限度としてタクシー乗車券を交付
境港市	H30.10.1	運転免許を自主返納した高齢者等を対象にバス回数乗車券を無料交付(100円×121回分)
	R4.9.1	運転免許を自主返納した高齢者等を対象に協同組合米子ハイヤーセンター共通乗車券(500円×245回分)を無料交付(バス回数乗車券との併用不可)
岩美町	R1.5.7	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に路線バス回数券、もしくはタクシー乗車券を交付(いずれの場合も10,000円相当)
若桜町	H22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に、町営バスシルバー定期券を販売
	R3.10.1	免許返納者等(有効期間内に全ての運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている者)の町営バススマート定期料金を1/2に割引
	R4.12.1	65歳以上で免許の交付を受けていない者、要介護保険認定を受けた者又は要支援認定を受けた者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、運転免許返納者(運転経歴証明書の交付を受けている者)、妊婦(母子健康手帳の交付を受けている者)を対象に、若桜町内及び若桜鉄道沿線駅発着を限定し、タクシー助成券(500円・2枚/年)を交付
智頭町	R5.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に共同交通AI乗合タクシー「のりりん」の回数券228回分を無料交付 75歳以上、18歳以下、障がい者手帳を所持している、要介護・要支援認定をうけている方を対象にAI乗合タクシー「のりりん」回数券・定期券の割引を行う
八頭町	H24.4.1	自動車の運転免許証を保有していない65歳以上の者、あるいは障がい者等の方を対象に年間100回を上限に、タクシー料金(上限5,000円)の3分の2を補助する。ただし、最低個人負担額300円、最高個人負担額1,200円で、タクシー料金の上限5,000円を超えた部分は自己負担。相乗りした場合、料金を1割引
三朝町	H26.4.1	運転免許を保有していない高齢者等(75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者又は要介護認定者等)を対象に、タクシー利用助成券を交付(年間48枚上限)。メーター料2千円までは1/2助成、メーター料2千円から6千円までは個人負担1千円を除く額、メーター料6千円以上は5千円まで)
	H28.4.1	70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券(掛け橋)の購入金額の一部助成
因幡浜町	H22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成
	H29.4.1	運転免許を所持していない障がい者等、運転免許を自主返納した70歳以上の方を対象にタクシチケットを助成
	R2.4.1	運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に、高齢者用バス定期券の購入金額の一部を助成
琴浦町	H27.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に、町営バス回数券または中部タクシー共同組合共通乗車券を交付(7千円分) ※「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日又は「運転経歴証明書」に記載された交付日から60日以内の申請が必要
	H28.4.1	対象:対象地域にお住まいの旅館または民宿の方で、ご自身で自家用車を運転できない方など移動手段にお困りの方 対象地域:松ヶ丘、別所、大成、宍本、平和、八幡立石、ガーデンヒルズ、柳下中村、上赤崎、中尾、大杉(今田地区に限る)、福永(赤井地区に限る)、下三本杉(下見地区に限る) 利用範囲:琴浦町内における移動(利用時間:午前6時~午後8時) 内容:対象:タクシー利用料(運賃)の1/2を助成。世帯あたり年間上限72枚の利用券を交付

市町村名	開始時期	概要
北栄町	H18.4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行(1日5往復 中学生以上200円、ただし運転免許を自主返納された方は100円)
	H27.12	対象:要支援、要介護の認定対象者、複合事業対象者で一定の要件を満たす者及び障がい者で、ひとりで公共交通機関の利用ができない方。 内容:自宅から中部地区の病院への通院に係るタクシー利用を助成、距離に応じて自己負担額200円~1,000円 月10枚上限(透析の場合は無制限)。
	H29.4.1	対象:町内に住所を有し、且つ使用できる自動車がない若または自動車を運転できないその他の理由がある者。 ・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方 ・道路交通事故法第103条第1号から第2号の規定に基づく免許の取消または停止の処分を受けた者 ・一定の要件を満たす生活困窮者の方 内容:①発着点のどちらかを町内とするタクシー利用を助成、町営定期券上限800円、最低自己負担額300円、年間70枚上限。②発着点のどちらかを町内とするタクシー利用を助成、自己負担額300円、自己負担額を除いた額を町が助成、年間30枚上限。 ※R5に限り、下北条地区の方に限り2を30枚追加可。
日吉津村	H7.4.1	重度の障がい者で非課税の方を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
	H25.4.1	運転免許または自家用車を保有していない65歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
	H27.4.1	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
大山町	H29.4.1	運転免許を自主返納した者について、町営デマンドバスの料金乗車券10,000円相当を毎年度交付する。
	H30.4.1	65歳以上の者、要支援・介護認定を受けている者、また身体及び精神の障害者手帳を有する者などを対象に、居宅と目的地間のタクシー利用金額の手帳(料金1,000円未満の場合は一律500円負担)を助成する。なお、大山町外(中・西部)への利用は医療機関に限る。
南郷町	H16.10.1	町内に住所のある重度の障がいをお持ちの方(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aの所持者)に対してタクシーチケットを交付。(タクシーチケット500円分を月2枚まで交付)
	R6.1.5	町営ふれあいバスを利用できないエリアを対象に町内移動に利用する日ノ丸バス回数券の購入に対し一部を助成
伯耆町	H26.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者等を対象に町営デマンドバス回数券(3千円分)か、または、日の丸自動車の路線バス回数券(3千円分)のいずれかを選択して交付する。
日南町	R5.4.1	次のいずれかに該当する方で、運転免許を保有しない方(原付・小型特殊は除く)や、個人で非課税の方 (1)要介護保険認定、要支援認定を受けている方 (2)身体障害者手帳(1級・2級・3級・4級・5級・6級)の交付を受けている方 (3)療育手帳(A・B)の交付を受けている方 (4)精神障害者保健福祉手帳(1級・2級・3級)の交付を受けている方 一括の利用で500円を利用者が負担し、500円を超えた額を町が助成する。 町の助成上限額は、一括5,000円で、年間に1人当たり8回まで
日野町	H23.4.1	自家用の運転が出来ない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江府町	H25.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の方を対象に町営交通回数券(11枚・2冊)を交付 65歳以上や介護認定者等で運転ができない方へのタクシーの利用助成

\*詳細については、各市町村にお問い合わせください。

## 2 運転免許の自主返納高齢者の方に対する支援施策(民間事業者等)

令和6年1月現在

実施主体	概要
交 通	鳥取県ハイヤータクシーアソシエイション等 鳥取県内のタクシー・ハイヤー運賃1割引
	日ノ丸自動車株式会社 日ノ丸バス路線の定期券購入時に1割引 ※運転経歴証明書発行から1年以内で購入の場合
	株式会社米子しまち天満屋 米子市路線バス「だんだんバス」定期券(1回)交付
	判 車 智頭急行 智頭駅から上郡駅間の特急回数乗車券「綾ユウきっぷ」運賃5割引 若狭鉄道 若狭駅から郡家駅間の運賃5割引 ※65歳以上

実施主体	概要
株式会社マルイ	○「ネットスーパー・マルイ宅配便」(カタログ販売)で配送料300円(税抜)を2,000円(税抜)以上の買い物で無料(利用者登録が必要)
丸山百貨店	1,000円につき50円割引のお買い物クーポン券発行
ホテルニューオータニ鳥取	レストラン「グリベルビューアウンジベルビューバリエール、大根堀、山王花」の食事代金の割引き(サービス料10%を5%)
鳥取市商店街振興組合連合会	○市内振興バス「くるぱす」利用券(1回)交付 ○「平日特典」ステッカー提示の協賛店ごとに各種特典
智頭急行協賛店	智頭急行発行「優ユウきっぷ」1冊につき、協賛店で使用できる特典引換券1枚
智頭サービス商店会	65歳以上の方、ポイント1,000円相当
カイちゃんスタンプ会	カイちゃんスタンプ会・鹿野まつりちゃんの会の加盟店いずれかで使用できる1,000円分のポイント ※鳥取市気高町、鹿野町、吉谷町居住の65歳以上
鹿野まつりちゃんの会	カイちゃんスタンプ会・鹿野まつりちゃんの会の加盟店いずれかで使用できる1,000円分のポイント ※鳥取市気高町、鹿野町、吉谷町居住の65歳以上
JUICE高島屋	税込み2,000円以上を購入した場合の自宅までの購入品の配送に限り、配送料無料(購入当日のみ有効)
智頭市場	・シャンネル鳥取店・鳥取駅前店・吉古店・米子店 視鏡・サングラス・補聴器5%割引、眼鏡の無料洗浄・調査サービス
セブン-イレブン	現金払い5%割引(一部除外品・持商品を除く) ポイントカード等、各種サービスカードとの併用不可 商品券・割引券・キャッシュレス決済ご利用時は割引対象外
株式会社トータルエナジーオオタ	○アリアフリーフォーム料金割引/パンリー料金割引 ○不要車両買取時にギフトカード返呈/灯油配送料金割引 ○高齢者取扱先に対する見守り活動
日ノ丸産業株式会社	東部地区対象に灯油配送料1リットルあたり6円割引
エクカ自動車株式会社	廃車費用の援護
株式会社スズキ自販鳥取	スズキ販賣代理店及びスズキ販賣店において歩行補助車(セニアカー)新規購入の方に、ボディカバー(防雨防水タイプ)を進呈 ※65歳以上の方
株式会社サンクス	○廃車手続き無料 ○以下は二輪等までの方対象・車主本人若者と同居に限る ・運転免許証発行から1年間オイル交換無料 ・運転免許証明書発行から1年間整備工賃10%割引 ・運転免許証明書発行から3年間車内購入時カタログ進呈
○鳥取県内各支店会員登録者	灯油の配送料金割引 鳥取県内各支店会員登録者は一部店舗を除く
株式会社丸福	灯油の配送料金割引 (米子市(淀江町に限る)、日吉津村、大山町居住の方)
米子信用金庫	○65才以上専用 定期預金優遇 ○65歳以上の同居家族が運転免許証明書をお持ちの場合、各種ローン金利優遇
株式会社松本石油	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町居住の方は、灯油配送料金1リットルあたり6円割引
山陰石油株式会社	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、南部町居住の方は、灯油配送料1リットルあたり6円割引
株式会社東邦	運転免許証明書提示の本人及び本人の家族を対象に、四輪自転車(エアロクーラルMII)購入時、送付無料と自転車カバー又は後カゴカバーを進呈
UcarPAC株式会社	65歳以上の自宅退納者本人とその配偶者及び子を対象に、自動車買取契約成立時、買取価格が20万円以下の場合は5,000円相当、20万円を超える場合は、10,000円相当のカタログギフト進呈
株式会社IDOMガリバー	出張査定、廃車手続き無料
クラシアン	水道修理、トイレの詰まり除去などの作業料金10%割引 (鳥取県内全店舗可)※ご本人と同居家族の利用可能
株式会社サカイ引越センター	○引越し本体料金(運賃+人件費)から20%OFF ○荷造り用ダンボール無料サービス ○ガムテープ無料サービス(最大2つ) ○ハンガーケース、リース料無料サービス(最大5箱)
廃車ひとり110番	成約時JCBギフト券1,000円分プレゼント
廃車買取おもいでガレージ	買取金額の倍額(買取金額に普通車5千円、軽自動車3千円プラス)
鳥取精興事業団	鳥取砂丘こどもの国、中国庭園美術館、鳥取二十世紀美記念館、とっとり花園、伊みなとタワー入館料2割引 同回作者1名まで割引
鳥取砂丘の美術館活性化実行委員会	運転免許証明書の提示で、鳥取砂丘の美術館入場料を100円引 同回作者1人まで割引
吉岡温泉会館第一ノ湯	運転免許証明書の提示で、入浴料金50円引 (同回作者1人まで割引)
一般財団法人入瀬町ふるさと振興事業団「流しひな館」	○運転免許証明書の提示本人及び本人を含む2名につき、「流しひな館」入館料をそれぞれ100円引(運転免許との併用不可) ○施設内「喫茶ばんばり」において、運転免許証明書の提示本人のみ飲み物代50円引
皆生温泉旅館組合	米子市観光センターで1,000円以上の商品をお買い上げの方に入浴券1個プレゼント
河原城(河原町風土資源研究会)	運転免許証明書を提示した利用者にオリジナルファイルを交付

## 交通事故相談所のご案内

交通事故でお困りの方は交通事故相談所をご利用ください

鳥取県では、県内2か所に交通事故相談所を設置し、交通事故でお困りの方に専任の相談員が損害賠償問題、示談方法などの相談に応じています。

- 相談は無料、秘密は守られますのでご安心ください。
- 公正・中立な立場でアドバイスをします。
- 専任の相談員が賠償額の計算、示談の進め方、自動車保険の請求方法などの相談に対応します。

### 相談所の所在地

相談  
無料

#### 鳥取交通事故相談所

鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎1階

☎(0857)26-7101

相談時間 平日(木曜日を除く)午前8時30分~正午、午後1時~4時

#### 米子交通事故相談所

米子市桜町1丁目160 県西部総合事務所1号館3階

☎(0859)33-0091

相談時間 平日(水曜日を除く)午前8時30分~正午、午後1時~4時

#### 倉吉市内の出張による面接相談

倉吉市東巣城町2 県中部総合事務所

出張相談【要予約】

毎月の第2・第4火曜日(祝祭日を除く)、  
午前9時~正午、午後1時~4時

倉吉市内の面談を希望される場合は、  
事前に鳥取または米子交通事故相談所に、  
電話でご予約ください。



\*相談の際には、交通事故証明書、診断書、事故現場の略図等参考となるものをお持ちください。

目次

- 第1章 基則(第1条・第2条)
- 第2章 障がい者の交通安全(第3条・第5条)
- 第3章 高齢者の交通安全(第6条・第9条)
- 第4章 子どもの交通安全(第10条・第11条)
- 第5章 自転車の交通安全(第12条・第17条)
- 第6章 交通安全教育の推進(第18条)
- 第7章 交通環境の整備等(第19条・第22条)
- 附則

## 第1章 基則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の道路交通の安全(以下「交通安全」という。)の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (2) 瞭覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (3) 思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- (4) 高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (5) 子ども 滅18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

## 第2章 障がい者の交通安全

(障がい者の安全な通行の確保)

第3条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、説導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを挑み、又は盲導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支援があると認めるときは、当該聴覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、説導その他の補助を必要としているかを見ねなどの配慮を行い、必要に応じ、説導し、介助するなどの補助を行なうよう努めるものとする。

3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支援があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かって動作により危険があることを知らせ、説導その他の補助を必要としているかを見ねなどの配慮を行い、必要に応じ、説導し、介助するなどの補助を行なうよう努めるものとする。

4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支援があると認めるときは、当該身体障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを見ねなどの配慮を行い、必要に応じ、説導し、介助するなどの補助を行なうよう努めるものとする。

5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう努めを行うものとする。

(車両接近通報装置の搭載及び使用)

第4条 県民等は、車両接近通報装置(自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。)の搭載が可能な自動車を購入する場合においては、これを搭載するよう努めるものとする。

2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。

3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう努めを行うものとする。

## 第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支援があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、説導、介助その他の補助を必要としているかを見ねなどの配慮を行い、必要に応じ、説導し、介助するなどの補助を行なうよう努めるものとする。

2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう努めを行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう努めを行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品(自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。)を着用するよう努めるものとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう努めを行うものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、開催行政機関その他の適切な者から運転に関する注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、高齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

## 第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支援があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、説導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行なうよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう努めを行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもの日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路(以下「通学路等」という。)を管理する者、子どもの教育に關係する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、達成して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自転車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車両距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の売主を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

## 第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に關係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

## 第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び県と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。)の推進に努めるものとする。

(自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発)

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に貢献する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 则

この条例は、公布の日から施行する。